二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
一　主伐に係る伐採種は、定めない。
二　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
三　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県宇都宮市石那田町字ケ入二〇六五の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字ケ入二〇六五の二（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県糸魚川市大字梶山字向へ一四一八から一四二〇まで、一四二一の一、一四二五の一、一四二六の二、一四二八から一四三二まで、一四三三の一、一四三三の二、一四三四、一四三五、一四三八の一、一四三九の二、一四四二の三、一四四四、一四四五、一四四八、一四四九、一四五二、一四五三の一、一四五四、一四五五、一四五八から一四六〇まで、一四六八、一四九九の二、一五〇〇、一五〇一の一、一五〇一の二、一五〇二の一から一五〇二の三まで、一五〇三、一五〇六、一五〇七、一五〇八、一五〇九、一五一二、一五一三の一から一五一三の三まで、一五一四、一五一八、字中屋敷一四四〇の一、一四四三の一、一四四三の三、一四四六、字とうぢち一四六一、一四六二の一、一四六二の二、一四六三、一四六四の一、一四六四の二、一四六五から一四六七まで、一四八〇、一四八五、一四八六、一四九一の一、一四九一の二、一四九八の一から一四九八の三まで、一五二四、一五二五の一、一五二五の二、一五二六の一、一五二六の二、一五二七、一五二九、一五三一、一五三二、一五三七から一五四一まで、一五四四、一五五二、一五五三、一五五七の一、一五五七の二、一六三三、字ひら一四六九の一、一四六九の二、一四七〇の一、一四七〇の二、一四七一から一四七五まで、一四七六の一、一四八二の一、一四八二の二、一四八三の一から一四八三の三まで、一四八四の一、一四八四の二、一四八八から一四九〇まで、一四九三の一、一四九四の二、一五一〇、一五一一、一五一七、一五一九から一五二三まで、字土屋敷一五三六、一五四二、一五四三、一五四五から一五四七まで、一五四八の一から一五四八の四まで、一五四九、一五五四、一五六一、字大平一五五六の一、一五五六の二、一五六〇の一、一五六二、一五六二の子、一五六三、一五六四、一五六五の一、一五六五の二、一五六六から一五八三まで、一五八五の一、一五八五の二、一五八七から一五九〇まで、一五九一、一五九三、一五九四、一六〇三、一六〇六から一六一一まで、一六一三、一六一四、一六一六から一六二七の一、一六二八から一六三〇まで、一六三一の一から一六三一の五まで、一六三二、字大平湯沢一五八四、一五九一の一、一五九一の二、一五九七の三、一五九七の五から一五九七の七まで、一五九七の九から一五九七の一三まで、一五九七の一五から一五九七の二〇まで、一五九七の二二から一五九七の二八まで、一五九七の三〇から一五九七の三八から一五九七の四二、一五九七の四三、一五九七の四八から一五九七の五〇まで、一五九七の五二、一五九七の五三、一五九七の五五から一五九七の六二まで、一五九七の六四から一五九七の七〇まで、一五九七の七三から一五九七の七七まで、一五九七の七九から一五九七の八九まで、一五九七の一〇一、一五九七の寅、一五九八の一から一五九八の九まで、一五九八の一一、一五九八の一四から一五九八の二〇まで、一五九八の二二、一五九八の二四、一五九八の二六から一五九八の三三まで、一五九九の一から一五九九の七まで、一六一二、一六九五、一六九六の一、一六九六の二、一六九八の一、一六九九、一七〇六の一、一七〇六の二、一七一五、字蟻原一六三四、一六四二の二、一六四四、一六四五、一六四七から一六五〇まで、一六五五、一六五八、一六五九、一六六〇の一、一六六〇の二、一六六一の一、一六六二の一、一六六二の二、一六六三の一、一六六三の二、一六六四の一、一六六四の二、一六六六、一六六七、一六六九、一六七二の一、一六七二の二、一六七三、一六七九の一、一六七九の二、一六八二の一、一六八四、一六九一、一六九二、一六九四、字カヤキリバ一六三五から一六三八まで、一六四〇、一六五一の一、字湯沢一六六八、一六七七の一、一七〇七、一七〇八、一七一六の九、一七一六の一〇、一七一六の一三から一七一六の一八まで、一七一六の二〇、一七一六の二一、一七一九の五、一七一九の六、字土倉一七四五、字東山横草蓮一七五七の一、一七九四の三二、一七九四の三四から一七九四の四五まで、一七九四の四八、一七九四の四九、一八四六、一八五五の一、一八五五の二、一八六〇の一、一八六四の一から一八六四の五まで、一八六九の七、一八六九の一一から一八六九の二四まで、一八六九の二六から一八六九の三七、字横草蓮一七九〇の二、一八三〇、一八五二、一八五三の一、一八五九の二、一八六一の一、大字山寺字落シ一四六四の二八、一四六四の二九

二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
一　主伐は、択伐による。
二　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
三　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び糸魚川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市栃窪字樽下五四三から五五二まで、五五五の子、五五六から五五八まで、五五八の子、五五九から五六三まで、五六三の子、五六四、五六五、五六五の子、五六六から五六八まで、五六九の一、五六九の二、五七〇、六三一、一七六七の甲丑一一、一七六七の甲申三、一七六七の甲酉三、一七六七の甲亥一〇、吉里字上岩二四八九、二四九〇、二四九五、二四九七、二五〇〇から二五〇二まで、字一ノ坂猫岩廿日石ガキ山大樽上岩中岩下岩六月雪大沢二九九一の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
一　主伐は、択伐による。
二　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
三　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）